

広島県告示第八百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年十月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市西条町田口字滝原一四四番一地先から 東広島市鏡山三丁目二四二番三七地先まで		七・〇〇〇 二・〇〇〇 三〇・〇〇〇 四三・六〇〇	八・〇〇〇 三・〇〇〇 三〇・〇〇〇 四九・〇〇〇	四〇〇・〇〇 三八〇・〇〇	ダブルウェイ 一部拡幅